

〈研究ノート〉

イギリス議会エンクロージャーにおける
経費の支払い状況

——ウェストン・ターヴィル教区の研究（補遺）——

重 富 公 生

はじめに

筆者は前稿において、ウェストン・ターヴィル教区の議会エンクロージャー研究の一環として、同教区における必要経費を主としてエンクロージャー会計簿をもちいて観察し、経費の内訳からみたエンクロージャーの実態を究明することにつとめた¹⁾。ここではそれを受けて、前稿で扱うことのできなかった経費の支払いの状況を簡単にみていきたいと思う。本稿はその意味で前稿の補遺をなすものであり、内容的に不可分の関係にある。

さて支払いの状況を扱う本稿が主として依拠した史料は、第一におびただしい数が残されている各種の領収書類である。原則としてこれらには発行人・受取人氏名、用途、金額、日付が記載されており、支払いの証拠としてもっとも有効な史料である。第二に、前稿でもちいた公式の会計簿（IR/M/3/2a; 以下、史料番号はすべてバッキンガムシャー州文書館の整理番号である）以外に、費用の納入（received）および支払い（paid）の状況を順を追って記録した会計簿“account”が四つほど存在する。これらは内容的にはほとんど重複してい

1) 「イギリス議会エンクロージャーの必要経費について—ウェストン・ターヴィル教区の研究—」『経済学』（愛媛大学法文学部論集経済学科編）第22号（1989）、77-107頁。以下本稿中で「前稿」とした場合、すべてこの論稿をさす。

るが、うち IR/M/3/2/4/15a-d および IR/M/3/2/4/17 は史料の状態からみて草稿（draft）にあたるものと推測され、これらを網羅的に整理したものが IR/M/3/2/2 および IR/M/3/2/11 である。本稿はそのなかでもっとも包括的内容をもつ IR/M/3/2/2 を主としてもちい、IR/M/3/2/11 を適宜参考にすることとしたい。支払いの状況を見るにあたっては、当然“paid”の項目のみが対象となる。さらにこれら以外に、しばしば受取人各自について残っている各種の勘定書（bill, account）の類も援用することになろう。

各項目の経費の支払い状況をみていくにあたっては、原則としてうえの第一および第二の史料両方で確認することとし、いずれか一方でしか確認できなかった場合はその旨注記したい。もちろん項目によっては経費の全額の支払いを確定できないものもある。なお本稿でも経費項目の分類および順序は前稿にしたがう。すなわち、以下（１）法令費、（２）人件費、（３）耕地整備費、（４）その他という順序で支払い状況を観察していく²⁾。また同じく金額の表示も紙幅の節約のために、3-12-7（３ポンド12シリング7ペンス）のように簡略化する場合が多い。

（１）

法令費として計上されている522-13-8のうち、まず法案通過のための議会経費として支出されたのが441-6-8（および利息12-1-0）、これはさらに審議の経費241-11-6と、のちに囲い込み委員の書記をつとめる担当弁護士 A. Chaplin の報酬分211-16-2に分かたれる。また業務を補佐した同じ弁護士の T. Markham にたいして21-0-0、それぞれのちに囲い込み委員となる T. Bainbridge に16-16-0、R. Davis に10-10-0、J. Fellows に21-0-0が支払われている。うち三人の委員にたいする報酬の支払いは（２）の人件費の項目でまとめて計算されているので、ここでも次項で扱いたい。

ウェストン・ターヴィル教区においては、エンクロージャーの費用はほとんど

2) とくに前稿 [表1] を随時参照されたい。

どが教区の土地所有者からの徴収によってまかなわれた。徴収はエンクロージャーの実施中、すなわちこの教区の場合は委員の第七回会合（1799年1月）以降に順次おこなわれたので、支払いもそれ以降のことになる。しかし項目によってはそれ以前の支出を要する経費もあった。この法令費やあとの耕作経費がそれにあたる。とくに多額な法令費はいかにして調達されたのか。ターナーによれば法令費の場合、担当の弁護士自身が何らかのかたちでそれを調達するか（自分自身への報酬もたてかえうえで）、まれに教区の土地所有者たちに法令費として別口で前払いを要求することがあったという³⁾。ウェストン・ターヴィル教区では土地所有者たちの前払いの形跡はなく、弁護士が別のかたちで調達していたらしい⁴⁾。この場合は弁護士の前払分にたいして5%の利息が払われるのが慣例であった。ここで利息として計上されている12-1-0は、議会経費総額の441-6-8にたいして2.7%であるが、Chaplinへの報酬をのぞいた241-11-6にたいしてはほぼ5%となり、かれのこの部分の費用の前払いについての利息が支払われたことになる。

Chaplinがたてかえた費用にたいする支払いは、当然ながらのちの第七回会合以降に土地所有者たちからの徴収がおこなわれたあとのことになるが、この支払いの状況はまったくわからない。それはつぎのような事情によるものである。

本稿でもちいるほとんどすべての領収書は書記のChaplin（名目的にはCommissioner）が発行人になっている。のみならず明らかにChaplinの字体で書かれ⁵⁾、受取人のサインだけ別というパターンが大半である⁶⁾。他の事情も考えあわせると、書記たるChaplinがエンクロージャー全体の財務を担当してい

3) Turner, M.E., "The Cost of Parliamentary Enclosure in Buckinghamshire", *Agric. Hist. Rev.*, XXI, 1 (1973), 45.

4) 費用の調達法については、現在準備中の次稿において検討する予定である。

5) 委員の会合の議事録 (Minute Book, IR/M/3/5) の字体からの推定。議事録は本誌上で順次翻刻をすすめつつある。

6) たとえば道路測量士のF. Purssellの領収書の一枚は、つぎのようなものである (IR/M/3/2/3/21, 以下本稿で史料の原文を引用する場合、すべて原文の綴りに忠実に翻刻した)。

17 August 1799 Reced of the Commissioners of the Weston Turville Inclosure (by the payment of Mr. Chaplin) Twenty pounds on account of the New Road. *Fras. Purssell*

たことはまちがいない。事実、かれを受取人とする領収書は存在せず、会計簿（IR/M/3/2/2）にもかれにたいする支払い項目はない。人件費のなかの書記の報酬の場合にも同じことがいえるが、Chaplin への支払いは他項目とはまったく別個に考えるべき性質のものであり、手元の史料によって追うことはできない。なお、領収書のなかにまれに Brill Turner 氏を発行人としているものがあるが⁷⁾、この人物は Chaplin の下で財務の仕事を手伝っていたと思われる。

(2)

①人件費として、まず委員にたいする報酬の支払い状況をみてみよう。委員の報酬額は三人それぞれ等しく150ポンドづつとなっているが、支払い勘定は別の項目の経費の分もあわせて計算されている。それをまとめればつぎのようになる。

	(委員)	(法令費)	(裁定書)	(通信費)	(合計)
Bainbridge	150-0-0	16-16-0	5-5-0		172-1-0
Davis	150-0-0	10-10-0		3-3-0	163-13-0
Fellows	150-0-0	21-0-0		1-1-0	172-1-0

委員の第七回会合（1799年1月）において各土地所有者の分担費用の一覧表が提示され、つぎの第八回会合（同年2月）に最初の徴収がおこなわれたが、会計簿（IR/M/3/2/2）によれば委員へは早くもこの会合の最中の2月13日に支払われた。この時は三人の委員がそれぞれ100ポンドづつ受け取っている⁸⁾。残額の支払い状況は三人の委員それぞれについて、つぎのようである。

Fellows の残額72-1-0は、1799年5月17日に40-0-0（領収書 IR/M/3/2/3/3）、そして一年以上あとの1800年7月5日に32-1-0（同じく IR/M/3/2/4/3b）が支払われ、全額支払いが完了している。

7) たとえば IR/M/3/2/3/4 の領収書。

8) ただし、これらの領収書の日付は2月15日になっている（IR/M/3/2/4/6）。

Davis の残額63-13-0は少しく事情がこととなっている。Fellows への支払いが完了した1800年7月5日付の Davis の領収書によれば、35-11-0の支払いがおこなわれ、同じく支払い完了の記述がある (“in full of the balance of this account”) ⁹⁾。同領収書では、残りの28-2-0についてはすでに支払済で、支払いの名目は “By Cash paid by M^r. Chaplin to Thomas Simons for ploughing D^r. Hunts Allotment” となっている。この額については会計簿のなかには項目がない。おそらく、Davis → D^r. Hunt (教区牧師) → T. Simons (教区の土地所有者) という何らかのかたちの負債関係があって、その帳じり合わせの支払いと思われるが、詳細は不明である。

Bainbridge の残額72-1-0については、支払われたことを示す史料はまったく残っていない。すでに別稿で述べたように、この教区での委員の会合日数59日のうち、Bainbridge は後半ずっと欠席していたために36日しか出席していない¹⁰⁾。ペナルティーとしてこの残額が実際に支払われなかった可能性もある。

② Chaplin に書記職の報酬として支払われたのは182-0-5であるが、前述したような事情によって、支払いの状況はわからない。

③ W. Collisson の支払い勘定については、測量士としての報酬341-7-4のほかに、裁定書作成に協力した分の41-12-3、そして前稿で扱った必要経費とは別会計になっているが、木材・柵の査定 (“Valuation of Trees & Fences”) 分として79-12-6、あわせて462-12-1と一緒に計算されている¹¹⁾。その支払い状況をまとめて示せば、以下の通りである。

(日付)	(金額)	(領収書番号)
1799. 2. 13.	200-0-0	IR/M/3/2/4/6 ¹²⁾
1799. 7. 31.	100-0-0	IR/M/3/2/3/27 ¹³⁾
1800. 2. 15.	60-0-0	IR/M/3/2/3/26

9) IR/M/3/2/4/3c

10) 拙稿「イギリス議会エンクローチャーにおける開き込み委員の活動—ウェストン・ターヴィル教区の事例を中心に—」『三田学会雑誌』第79巻第6号(1987)、67頁参照。

11) “M^r. Collisson's Account” (IR/M/3/2/3/25)。

12) 領収書の日付は2月15日になっている。

13) 領収書の受取人は M. Russell で、但書は “... for the use of M^r. William Collisson” となっている。

1800. 7. 6. 102-12-0 IR/M/3/2/3/25¹⁴⁾

以上の合計額が462-12-0となり、わずか1ペニーだけ足りないが、全額支払われたとみてさしつかえあるまい。

(3)

①耕地整備費のうち、耕作経費 (husbandry) として分類されているのは、休耕地に植え付けるクローヴァーの購入・運搬・植え付け費用である。総額 137-11-1/2 のうち、113-14-6 を購入担当の委員の Fellows が受け取っている。すなわち、クローヴァーの種子購入勘定として 107-3-0、前払い分の利息として 4-6-6、ロンドンからの種子運搬（実際には J. Stevens なる人物がこれを担当した）費として 2-5-0 である。ここで利息の項目があるのは、法令費とならんでこの経費も費用の一般徴収以前に支出されたからである。最初の委員の会合（1798年6月）で従来の休耕地へのクローヴァー他の植え付けが決定されたが、実際にはこれをにらんで同年の5月に前もって種子が購入された。代金は Fellows が前払いし、それにたいして 4-6-6（4.0%）の利息が支払われた¹⁵⁾。

さて Fellows は費用の徴収が始まった翌1799年の2月21日に Chaplin にあてて請求書を送っている。そこには、W. Druce (Fellows の servant) にクローヴァーの代金の分のうち、100ポンドを送ってほしい旨の記述がある¹⁶⁾。これを受けて会計簿 (IR/M/3/2/2) には、即日100ポンドを支払った記録が残っている（ただし、この分は領収書がない）。残り 13-14-6 についてはやはり会計簿に同年4月6日支払いの記録がある。どういう事情か、さきの請求書の余白の部分にこの分の領収書がつぎのように書かれている。

April 6th 1799 Received of M^r. Chaplin by Payment of M^r. Brill Turner the

14) この分は手形 ("Dra^ll") で支払われたようである。ただし会計簿 (IR/M/3/2/2) の方にはこの支払い項目はない。

15) IR/M/3/2/4/5. この Fellows の勘定書では、利息の支払い名目は "To Interest of Money paid Mess^{rs}. James Bassington & Co." となっている。

16) IR/M/3/2/3/5.

Sum of Thirteen Pounds Fourteen Shillings & Six Pence being the remainder for the Grass Seeds (& Carriage thereof) furnished on The Weston Turville Inclosure.

John Fellows

とにかく、全額支払われたのはまちがいない。

耕作経費の残りの23-16-6¹/₂は、植え付け作業への報酬にあてられている。この項は“sundry payment”となっており、受取人（おそらく複数）の特定はできない。当然、支払い状況もわからない。ただ、会計簿に“1799. Feb. 13 Paid Mr. Rawlinson on a Bill for Grass seeds ...9-15-8”の項目がある。この分については前年の5月24日付のGeorge Rawlinson（教区の在住土地所有者）の勘定書が残っており、つぎのような内容になっている¹⁷⁾。

Commissioners of Weston Inclosure

D. to Geo. Rawlinson May 24th 1798

Two Men Twelve days each for sowing the Seeds - at 2^s. p. Day ...2-8-0

Paid Mobley for Beer for the Men ...1-7-8

Paid Mo. Grace for 30^{lb} - of Clover Seed ...0-15-0

One Man and two Horses went to Rool¹⁸⁾ 14^{Days} - at 7^s. 6^d. p. Day

...5-5-0

9-15-8

ここには植え付け作業の経費のおおまかな内容が示されているとみてよからう¹⁹⁾。うへのMobleyならびにMo. Graceなる人物は教区の土地所有者ではない。ここでも勘定書の余白に1799年2月13日付の領収書が書かれている。おそらくは、23-16-6¹/₂はこのようなかたちでの支払いがおこなわれたと思われる。

②公共の柵の経費566-2-0は、柵の造設を担当した造園業者のW. Poultonお

17) IR/M/3/2/3/2/2.

18) “Rool” = “Roll”

19) この例のように植え付け作業が98年5月におこなわれていたとすれば、第一回会合での決定の前からすでに作業は始まっていたことになり、植え付けがあらかじめ決められた方針であったことがわかる。

よび M. Messer のコンビにたいして支払われた。この分についてはやや表示方法のことなる二種類の勘定書が残っている²⁰⁾。両勘定書および会計簿 (IR/M/3/2/2) のなかに記され、領収書も残っている支払い金額および日付は、以下の通りである (領収書の受取人はいずれも Poulton ないし Messer, または “for the use of Poulton & Messer” として Collisson が受け取っている場合もある)。

(日付)	(金額)	(領収書番号)
1799. 2. 15. ²¹⁾	50-0-0	IR/M/3/2/3/2/12
1799. 4. 29.	50-0-0	IR/M/3/2/3/2/10
1799. 5. 18.	32-2-0	IR/M/3/2/3/2/3
1799. 5. 25.	100-0-0	IR/M/3/2/3/2/4

一方勘定書では “to be deducted for Timber & old Hedges …68-18-0” とある。おそらくもとからあった柵や木材の分を控除した数字であろう。これとうえの支払分を総額から減じれば265-2-0となる。さらに両勘定書には記されていない支払分はつぎの通り。

(日付)	(金額)	(領収書番号)
1799. 7. 10.	100-0-0	領収書なし
1799. 11. ²²⁾	30-0-0	同上
1800. 1. 21.	35-0-0	IR/M/3/2/3/2/11

ここまでで残額は100-2-0となり、最後の1800年1月21日以降は支払いを示す史料はない。

なお1804年1月30日付の、委員の Davis および Fellows から書記の Chaplin

20) IR/M/3/2/4/1a.b.

21) 会計簿 (IR/M/3/2/2) の日付は2月13日になっている。

22) 日付の記載はない。

にあてた手紙が残っている²³⁾。そこには Poulton 氏が公共の柵の代金として50ポンドの支払いを Chaplin に要求している旨、記されている。この額が支払われたかどうかはわからないが、差額の50-2-0の方はこの間に支払いが済んでいたのかもしれない。

③排水溝開さくの経費87-14-6は、J. Yates につきのように支払われている。

(日付)	(金額)	(領収書番号)
1799. 3. 30.	30-0-0	領収書なし ²⁴⁾
1799. 5. 18.	22-2-0	IR/M/3/2/3/7b
1799. 6. 8.	35-12-6	IR/M/3/2/3/7a

以上で全額である。この排水溝経費の支払いは、耕作経費とならんでもっともスムーズかつ短期間におこなわれたケースであろう。

④ F. Purssell が担当した道路の新設・改修・保全の経費は、前稿で利用した正式の道路会計簿 (IR/M/3/2/14) では579-11-6となっている。一方この会計簿のあとに (おそらく1805年)、Purssell への支払い状況を記した勘定書が作成された (IR/M/3/2/4/7a)。それによると Purssell への借方 (“D.”) となる費用項目は、つぎのように計算されている。まず会計簿での総計費579-11-6から、橋梁の建造費用18-13-2を減ずる。というのもこの分は、建造を担当した教区の土地所有者 W. Minshull Esq. にたいする費用賦課額から控除するというかたちで支払われたからである。一方これに “To the present Bill of Expences incurred previous to the certifying the Roads” の32-10-10がくわえられた。これは道路の確定までに要した会計簿にふくまれない雑費類のことと推定される。以上を勘案すると、Purssell に支払われるべき総額は593-9-2となる。

この勘定書の貸方 (“C.”) には、Purssell への支払いの状況が以下のように記載されている。これらの支払いはすべて会計簿 (IR/M/3/2/2) および領収書で確認することができた。

23) IR/M/3/2/3/2/13.

24) この Yates の勘定書では、30ポンドは Chaplin が Fellows および Collisson を通じて支払った分となっているが、日付はない (IR/M/3/2/4/19)。会計簿 (IR/M/3/2/2) には1799年3月30日付で、“Paid Mr. Fellows on account of Expence of making new Brook …30-0-0” とある。

(日付)	(金額)	(領収書番号)
1799年		
4. 13.	20-0-0	IR/M/3/2/3/12
5. 25.	30-0-0	IR/M/3/2/3/10
6. 8.	40-0-0	IR/M/3/2/3/9
6. 22.	50-0-0	IR/M/3/2/3/11
7. 20.	20-0-0	IR/M/3/2/3/23
8. 3.	40-0-0	IR/M/3/2/3/22
8. 17.	20-0-0	IR/M/3/2/3/21
10. 5.	40-0-0	IR/M/3/2/3/24
1800年		
2. 15.	40-0-0	IR/M/3/2/3/18
6. 7.	50-0-0	IR/M/3/2/3/14
7. 19.	50-0-0	IR/M/3/2/3/16
8. 4.	20-0-0	IR/M/3/2/3/17
10. 18.	100-0-0	IR/M/3/2/3/19
1801. 8. 3.	20-0-0	IR/M/3/2/3/20

以上の支払い総額が540-0-0となり、残額は53-9-2と変わった。ただしこの額にたいし、道路会計簿（IR/M/3/2/14）が作成された1803年4月23日から1805年10月19日の間の利息が6-12-0、そして Purssell 支出分の諸経費として4-16-10²⁵⁾が加算されて、残額合計は64-18-0となっている。

さきの公共の柵の場合と同様、ここでも残額の支払いを示す証拠は残っていない。というより、実際にこれは長いこと支払われなかったらしい。1809年9月21日付の F. & W. Bull (注(25)参照) から委員の Davis にあてた手紙が残っている²⁶⁾。ここで差出人は、Purssell 氏が未払分（手紙に明細書が添付されて

25) IR/M/3/2/4/7b にこの分の明細がある。それによれば名目は、Purssell から F. & W. Bull (Purssell の顧問弁護士) への支払いとなっている。

26) この手紙は史料中の他の手紙とはことなり、公式会計簿 (IR/M/3/2a) に添付されたかたちとなっている。

いる)の支払いを Chaplin 氏に要求したが、同氏は手元に現金がないと断わったこと、もし来る10月31日までに支払わなければ Pursell 氏は訴訟をおこす意志であることを Davis に伝えている。支払われるべき金額は、さきの64-18-0からその間に Pursell が直接受け取った以下の額を減じた分である。

(日付)	(金額)	(支払者)
1807. 9. 12.	7-18-2	J. D. King, Sir
1807. 10. 17.	4-16-0	R. Hampden, Lord Viscount ²⁷⁾
1807. 10. 31.	8-0-0	A. Chaplin, Esq.

これに不払い期間の利息がさらに加算されて、53-8-9が支払残額となった。

はたして訴訟はおこされたのか、残額が Pursell に支払われたのか、もはや史料的に追求することはできない。

(4)

①裁定書の経費150-19-9のうち、Bainbridge の小麦価格調査費5-5-0および Collisson の開い込み地図作成その他の41-12-3の支払い状況は、(2)の人件費の項目ですでに扱った。残りの Chaplin の経費104-2-6については、やはり領収書等の支払いの証拠はまったく残っていない。ただしこのなかの裁定書の印章(stamp)代に支出された4ポンドの分のみ、Grain 氏なる人物が B. Turner より受け取ったという領収書が残っている²⁸⁾。

②その他の雑費についてはつぎのような状況である。事務用品勘定の4-15-0については、領収書はないが、会計簿(IR/M/3/2/2)によれば1800年7月4日に全額支払われたらしい。Chaplin にたいする謝礼3-3-0にかんしては、遺憾ながら事情はいままでと同じである。

27) King と Hampden の両人は会合中たびたび延滞者("arrears")として名前があげられている。エンクローチャー終了間際の1800年7月4日の時点でも依然リスト・アップされているが、この額はその時の未納額にそれぞれ等しい(IR/M/3/2/8/1)。

28) IR/M/3/2/3/4. 会計簿(IR/M/3/2/2)の項目は日付がことなり、"July 2 pd. Stamping the Plan and Reference ...4-0-0"となっている。

最後の費用項目である55-19-2は、主として委員の会合がおこなわれたインでの経費にあてられたが、支払いの状況はもっともわかりにくい。というより、前稿でもふれたが費用の支途の明細自体が不明確で、支払人もはっきり特定できない。55-19-2のおおまかな内訳を示す史料があり²⁹⁾、これに会合がおこなわれたインへの支払額が記されているが（ただしインの名ではなく所在地の教区名のみが記載）、全16回の会合の全部がふくまれているわけではない。一方、ここにふくまれているインへの支払いはすべて会計簿にも記載があり、実際に支払われたことはまちがいない³⁰⁾。またこの内訳書に項目のある Davis および Fellows の通信費それぞれ3-3-0、1-1-0は人件費の項目で一括して扱った。いずれにしてもここにふくまれていない会合の分は、必要経費に計上されていない以上支払われなかったのか、そもそもなぜこれらの会合の分が計上されなかったのか。また会計簿や明細書にみられる“public expence”と“private expence”の支払上の区別はどうつけられていたのかなど、この項目については疑問点が多い。

お わ り に

以上前稿の補遺として、経費の支払いの状況を各項目別にみてきたが、史料の制約がありすべてを明らかにすることはできなかった。ウェストン・ターヴィル教区の議会エンクロージャーは、法令の通過を受けて1798年6月の第一回会合によってスタートした。翌99年初頭の土地の再配分・割り当てとともに各土地所有者分担の費用徴収がおこなわれ、委員の会合の（＝エンクロージャーの）一応の終了はさらに翌1800年の7月となっている。すでに明らかなように、徴収された費用の支払いはけっしてスムーズにすすんではない。支払い状況がわからない Chaplin の分を別とすれば、1799年中に支払いが完了しているのは、耕作経費や排水溝の開さく費など（さほど額の大きくない）一部にかぎら

29) IR/M/3/2/4/16.

30) ただ、1800年7月5日の Aylesbury での出費額は内訳書が2-1-0であるのに対して、会計簿 (IR/M/3/2/2) では2-2-0支払われた記録がある。

れる。委員や測量士の人件費の支払い完了は1800年のエンクロージャー終了間際までずれこみ、委員の一人 Bainbridge の報酬やインの必要経費は部分的な支払いの証拠しか残っていない。また多額の出費となった公共の柵および道路の分の支払いについては、エンクロージャーが完了してからそれぞれ4年、9年過ぎた時点でなお残額の請求がおこなわれ、後者は訴訟さわぎにまで発展した。これらの事実が示すのは、第一に、経費の支払い方法（および会計業務全般）の統一的な規範（＝マニュアル化）が完全には確立していなかったことである。いいかえれば、前稿の結論部で仮定したような、「専門的組織化」へ移行する最終段階という性格が、経費の支払いの面にも現われているのではないか。そして第二に、より重要なことであるが、土地所有者からの費用の徴収作業が遅延して支払いが長期化した事実である。この点については、次稿でくわしく取りあげることになろう。

最後にもうひとつだけ指摘しておく。このように費用の問題を通じてエンクロージャーを観察すると、Chaplin がつとめた書記の役割がはなはだ大きかったことがわかる。本教区では、かれは（B. Turner の協力をえて）エンクロージャーの財務を一手に引き受けていた。一般に議会エンクロージャーにおいて従来の研究でもっとも重視されたキャラクターは、閉い込み委員であった。委員はエンクロージャーのいわば執行機関である会合での最終的決定権を有しており、そのために委員の総数も奇数、たいがい3人とされた。一方で財務を中心にエンクロージャーの実務を推進するうえでかなめの役割を果たした書記職は、場合によっては委員以上に重要なものであったといえよう（事実、本教区では会合の後半に Bainbridge が全く出席しなくなっても、進行にさほどの障害にはならなかった）。とくに Chaplin のように州都 Aylesbury 在住で州の治安書記（C. P.）を兼ねていた人物が書記をつとめていた事実は、何よりその証明になるのではないか。

〔付記〕本稿作成にあたり、平成元年度文部省科学研究費補助金（奨励研究 A）の一部を使用させていただいた。